

パブリックコメント反映版からの主な変更点

	今回告示の利用規程	パブリックコメント反映版	変更理由
全般	申出	申請	用語の修正（管理者は、申出書の形式に不備がない限り申出書を受理し、もって各手続が完了したものととなる。）
全般	様式第1～第8を定める	(記載なし)	各種手続を明確化するため。
第3条3項	<p>口座に記載されるクレジットには、それぞれ次に掲げる事項を表すシリアル・ナンバーを付する。</p> <p><u>(1) 原産締約国 (ISO 3166 で規定されるコード番号により表示する。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2) クレジットの種別</u></p> <p><u>(3) 1 トンを単位として記録される各クレジットに固有の番号 (以下「クレジット特定番号」という。)</u></p> <p><u>(4) 約束期間を識別する番号</u></p> <p><u>(5) 発行された活動に固有の番号 (RMU 又は RMU から転換された ERU の場合)</u></p> <p><u>(6) プロジェクトに固有の番号 (ERU 又は CER の場合)</u></p> <p><u>(7) トラックを識別する番号 (ERU の場合)</u></p>	<p>口座に記載されるクレジットには、それぞれ次に掲げる事項を表すシリアル・ナンバーを付する。</p> <p><u>① AAU 約束期間、原産締約国 (ISO3166 で規定されるコード番号により表示する。以下同じ。)、AAU であることを識別する番号及び1 トンを単位として記録される各クレジットに固有の番号 (以下「クレジット特定番号」という。)</u></p> <p><u>② RMU 約束期間、原産締約国、RMU であることを識別する番号、RMU が発行された活動に固有の番号及びクレジット特定番号</u></p> <p><u>③ CER 約束期間、原産締約国、CER であることを識別する番号、クレジット特定番号及びCDM プロジェクトに固有の番号</u></p> <p><u>④ ERU 約束期間、原産締約国、ERU であることを識別する番号、JI プロジェクトに固有の番号及びクレジット特定番号</u></p>	<p>最新の技術仕様の変更に基づく変更。</p>

	今回告示の利用規程	パブリックコメント反映版	変更理由
第6条1項	<p>口座開設者は、自己の保有口座に記載されたクレジットについて他の口座に対する移転記録の<u>申出</u>を行う場合、管理者に対し、以下の事項を特定して別紙様式第4のクレジット移転</p> <p><u>申出書</u>（償却口座への移転の場合には別紙様式第5の償却口座へのクレジット移転申出書）により申出を行うものとする。</p> <p>(1) 移転を求めるクレジットのシリアル・ナンバー（クレジット特定番号を除く）</p> <p>(2) 移転を求めるクレジットの量</p> <p>(3) 移転先の口座番号（保有口座への移転の申出の場合）</p> <p>(4) 移転先の口座開設者名（保有口座への移転の申出の場合）</p>	<p>口座開設者は、自己の保有口座に記載されたクレジットについて他の口座に対する移転記録の<u>申請</u>を行う場合、管理者に対し、以下の事項を特定して申請を行うものとする。</p> <p>①移転を求めるクレジットの種別 [AAU/CER/ERU/RMU]</p> <p>②移転を求めるクレジットの約束期間及び原産締約国を示す符号</p> <p>③移転を求めるクレジットに係るプロジェクト又は活動に固有の番号（CER、ERU、RMUの場合）</p> <p>④移転を求めるクレジットの量</p> <p>⑤移転先の口座の種類及び口座番号（口座番号は保有口座への移転申請の場合のみ）</p> <p>⑥移転先の口座開設者名（保有口座への移転申請の場合）</p>	<p>最新の技術仕様の変更に基づく変更。</p>
第17条	<p><u>事務の取扱い</u></p> <p><u>本規程に定める管理者の行う事務については、経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室及び環境省地球環境局地球温暖化対策課において取り扱うものとする。</u></p>	<p>（記載なし）</p>	<p>各種手続を明確化するため。</p>
その他	<p><u>第18条</u></p>	<p><u>第17条</u></p>	<p>条ズレ</p>